

年管管発 1113 第 2 号
令和 6 年 11 月 13 日

出入国在留管理庁総務課長 殿
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長 殿
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

本邦に入学・在留する外国人に対する国民年金制度の周知について
(協力依頼)

平素より、年金行政の推進等につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民年金制度への加入については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）において日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であることが要件とされており、国籍にかかわらず、要件に該当すれば被保険者となります。外国人であっても中長期在留者として入学される方は、国民年金への加入が義務となります。例えば、在留資格「留学」であれば、国民年金に加入いただき、保険料を納めることが困難な場合には学生納付特例制度の申請が可能です。また、在留資格「技能実習」であれば、入学後の講習期間中は国民年金に加入することになり、その後の実習期間中においては、勤務形態によって厚生年金保険または国民年金に加入することになります。

日本年金機構（以下「機構」という。）においては、公的年金制度の着実な運営の観点から、外国人に対してわが国の年金制度の周知の徹底を図るため、制度の概要、具体的な保険料の納付方法や納付が困難な場合に利用できる免除等の制度について、機構ホームページ等において多言語及び分かりやすい日本語を用いたパンフレット等を活用して御案内を行っているところです。

今般、更なる対応として、在留カードの交付等を行う機会に併せて、公的年金制度（国民年金・厚生年金保険）の概要及び具体的な保険料の納付方法や免除等の制度の御案内を行っていただくことで、外国人に対する早期かつ確実な周知を実現したいと考えております。

つきましては、貴庁におかれましては貴管下関係機関に対し、下記の御協力をお願いいたします。

御協力依頼事項

別添のとおり周知・広報用のリーフレットを作成しましたので、上陸許可時に在留カードを交付している空港（新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港）において、入国審査場等の中長期在留者の目に触れる機会が多い箇所にリーフレットの設置をお願いいたします。

また、地方出入国在留管理局につきましても、中長期在留者が在留資格の更新等の手続のために多く訪れるものと承知しています。そのため、地方出入国在留管理局の窓口等においても、中長期在留者の目に触れる機会が多い箇所にリーフレットの設置をお願いいたします。

なお、周知用のリーフレットについては、機構から上記の7空港及び地方出入国在留管理局に送付いたしますので、枚数が不足するなど追加で御入り用の際には機構本部国民年金部（代表：03-5344-1100（内線）3344）へ御連絡いただきたい旨を併せて周知いただくよう御協力をお願いいたします。

To non-Japanese people living in Japan

Japan's Public Pension System

The public pension system, consisting of the National Pension system (NP) and the Employees' Pension Insurance system (EPI), pays you insurance benefits not only for old age but also for unforeseeable events such as disability and death. The benefits are paid on condition that you pay monthly contributions.

All residents of Japan, regardless of nationality, aged between 20 to 59 (up to 70 years old for the EPI) must enroll either in the NP or in the EPI.*

* If your workplace is covered by the EPI, you need to enroll in the EPI.

* If you are temporarily (not over 5 years) sent to work in Japan from the country that has a social security agreement with Japan, you may be exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system.

Key points of National Pension system

If you are not covered by the EPI, you need to do the procedure for yourself to enroll in the NP at your residential municipal office.

The NP provides benefits when;

- you become old
- you have severe disability due to an illness or injury
- the income earner of a family dies

Old-age pension and disability pension will be paid to you while survivors' pension will be paid to the dependent survivors including spouse and children. In order to receive benefits, you must meet the relevant requirements.

If you leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment.

When you, a non-Japanese, leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment if you meet the requirements such as paying contributions for 6 months or more.

Note: Before you apply for a lump-sum withdrawal payment, we urge you to consider some important points such as possibility of future pension benefits. For details, please visit the Japan Pension Service website - *Lump-sum Withdrawal Payments.*

You need to pay NP contribution: 16,980 yen* per month

We offer discounts on contribution amounts if you pay it in advance or by automatic bank account transfer.

* Monthly amount for fiscal year 2024 (from April 2024 to March 2025)

If it is financially difficult to pay NP contributions, you may apply for exemption of contribution.

If you meet certain requirements such as low income or unemployment, contribution exemption is granted. Students may apply for special payment system to postpone the contribution payments.

Employees' Pension Insurance system

- If your workplace is covered by the EPI, you must enroll in the EPI.
- Your employer is responsible for your enrollment procedure. Half of your contribution amount is paid by your employer and half by you. Your employer deducts your contribution from your salary, and pays it together with their share to the government.
- The EPI also provides old-age pension, disability pension, survivors' pension, and lump-sum withdrawal payments.

▪ If you have any questions about the public pension system, please contact your residential municipal office, a JPS branch office or call Nenkin Dial, a call center with free interpretation service for several languages.

▪ For more information about the public pension system, please visit the Japan Pension Service website.

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



For residents of various languages

Information on Public Pension System (Multilingual pamphlets / videos)

- “Guidebook on living and working” on Immigration Services Agency’s website has information on public pension system in Chapter 7: Pensions and Welfare.
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



- Japan Pension Service’s “International” webpage provides more detailed explanations and announcements on public pension system in various languages as well as easy-to-understand Japanese.
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



JPS multilingual pamphlets and videos

<p>Japanese 日本語</p> 	<p>English</p> 	<p>Chinese 中文</p> 	<p>Korean 한국어</p> 
<p>Portuguese Em lingua portuguesa</p> 	<p>Spanish Español</p> 	<p>Indonesian Bahasa Indonesia</p> 	<p>Tagalog</p> 
<p>Thai ภาษาไทย</p> 	<p>Vietnamese Việt</p> 	<p>Myanmar မြန်မာဘာသာ</p> 	<p>Cambodian ភាសាខ្មែរ</p> 
<p>Russian Русский язык</p> 	<p>Nepali</p> 	<p>Mongolian Монгол</p> 	<p>YouTube Public pension system you need to know</p> 

こうてきねんきんせいど あんない 公的年金制度のご案内

こうてきねんきんせいど まいつき ほけんりょう おさ ろうれい しょうがい しぼう
公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といっ
た予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。

にほん す さいじょう さいみまん こうせいねんきんほけん さいみまん すべ
日本に住む 20歳以上60歳未満（厚生年金保険については70歳未満）の全ての
方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちら
か）に加入する義務があります※。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金保険に加入することになります。

※日本と社会保障協定を結んでいる国から日本へ短期間派遣されたときなどは、日本の公的年金制度への加入が免除される
場合があります。

こくみんねんきん 国民年金のポイント

こうせいねんきんほけん はい じしん す しゅく やくしょ ちょうそんやくば かにゆうてつづき
○厚生年金保険に入っていない場合は、ご自身でお住まいの市区役所・町村役場にて加入手続を
しなければなりません。

こくみんねんきん 国民年金は、

- 歳をとったとき
- 病気やけがで重い障害が残ったとき
- 働き手がなくなられたとき
に備えます。

ろうれいねんきん しょうがいねんきん じしん しはら いそくねんきん
老齢年金と障害年金はご自身に支払われ、遺族年金
はお子さん等に支払われます。
※年金を受給するためには要件を満たす必要があります。

にほん はな もし日本を離れるとき、 脱退一時金を受けとることができます。

ほけんりょうを6か月以上支払っていたなどの要件を満たす
外国人の方が日本を離れた場合、一時金を受けとる制
度があります。

※脱退一時金を請求するにあたっての注意事項があり
ます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料は、 毎月16,980円※をお支払いください。

ほけんりょうのまえ払いや口座振替によるお支払いの場合、
保険料が割引される支払方法があります。
※2024年度の1か月分の保険料額です。

こくみんねんきんほけんりょう しはら むすか 国民年金保険料の支払いが難しいとき、 支払いが免除される制度があります。

所得が少ない場合や失業をした場合などの要件を満た
す場合、保険料免除制度（学生の方は学生納付特別
制度）があります。

こうせいねんきんほけん 厚生年金保険について

こうせいねんきんほけん てきようじぎょうしょ はたらき ばあい こうせいねんきんほけん かにゆう
○厚生年金保険の適用事業所で働く場合は、厚生年金保険に加入しなければいけません。

かにゆうてつづき じぎょうしょ おこな ほけんりょう じぎょうしょ はんぶんはら はんぶんはら
○加入手続は事業所が行います。保険料は事業所が半分払い、あなたも半分払いますが、
給料から差し引かれ、事業所がまとめて国に納めます。

こうせいねんきん ろうれいねんきん しょうがいねんきん いそくねんきん だったいいちじきん
○厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と脱退一時金があります。

○年金について、わからないことがあれば、お住まいの市区町村役場、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

○年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）



外国人のみなさまへ

年金に関する情報（多言語版パンフレット・動画）

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう
○出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」

だい しょう ねんきん ふくし ねんきん せつめい
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



につぼん ねんきん きこう
○日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金
せつめい し いろいろ くに ことば わ にほんご よ
の説明やお知らせを色々な国の言葉や分かりやすい日本語で読む

ことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



いろいろ くに ことば どうが
色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます

<p>日本語 Japanese</p> 	<p>英語 English</p> 	<p>中国語 中文</p> 	<p>韓国語 한국어</p> 
<p>ポルトガル語 Em lingua portuguesa</p> 	<p>スペイン語 Español</p> 	<p>インドネシア語 Bahasa Indonesia</p> 	<p>タガログ語 Tagalog</p> 
<p>タイ語 ภาษาไทย</p> 	<p>ベトナム語 Việt</p> 	<p>ミャンマー語 မြန်မာဘာသာ</p> 	<p>カンボジア語 ភាសាខ្មែរ</p> 
<p>ロシア語 Русский язык</p> 	<p>ネパール語 Nepali</p> 	<p>モンゴル語 Монгол</p> 	<p>YouTube し ねんきん 知っておきたい年金のはなし</p> <p>Public pension system you need to know</p> 